

四日市市就学支援委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第61号

四日市市就学支援委員会条例の一部を改正する条例

四日市市就学支援委員会条例（平成20年四日市市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 734 718 772">四日市市<u>教育支援委員会</u>条例</p> <p data-bbox="252 853 351 891">(設置)</p> <p data-bbox="201 913 817 1422">第1条 障害又は発達に課題のある児童、生徒及び幼児（以下「障害のある児童生徒等」という。）の<u>就学及びその後の一貫した教育的支援</u>について調査及び審議をするため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による四日市市<u>教育支援委員会</u>（以下「支援委員会」という。）を置く。</p> <p data-bbox="252 1507 414 1545">(所掌事務)</p> <p data-bbox="201 1568 817 1839">第2条 支援委員会は、四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。</p> <p data-bbox="236 1861 798 1955">(1) 障害のある児童生徒等の就学に関する事項</p>	<p data-bbox="944 734 1362 772">四日市市<u>就学支援委員会</u>条例</p> <p data-bbox="896 853 995 891">(設置)</p> <p data-bbox="845 913 1461 1361">第1条 障害又は発達に課題のある児童、生徒及び幼児（以下「障害のある児童生徒等」という。）の就学及び教育的支援について調査及び審議をするため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による四日市市<u>就学支援委員会</u>（以下「支援委員会」という。）を置く。</p> <p data-bbox="896 1507 1059 1545">(所掌事務)</p> <p data-bbox="845 1568 1461 1839">第2条 支援委員会は、四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。</p> <p data-bbox="880 1861 1461 2018">(1) <u>学校教育法施行令</u>(昭和28年政令第340号)第18条の2に規定する障害のある児童生徒等の就学に関する</p>

<p>(2) (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 支援委員会の庶務は、四日市市教育委員会事務局において処理する。</p>	<p>る事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 支援委員会の庶務は、四日市市教育委員会事務局<u>教育支援課</u>において処理する。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年四日市市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第1条、第2条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額
(略)		
<u>教育支援委員会委員</u> （部会の委員を含む）	同 15,300円	同
(略)		
備考 (略)		

改正前		
別表（第1条、第2条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額
(略)		
<u>就学支援委員会委員</u> （部会の委員を含む）	同 15,300円	同
(略)		
備考 (略)		

(教育委員会教育支援課)